

(仮称)相模原市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)の概要について

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第44号)による社会福祉法(昭和26年法律第45号)の改正及び無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準(令和元年厚生労働省令第34号。以下「基準省令」という。)の制定に伴い、同法第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設(以下「無料低額宿泊所」という。)の設備及び運営に関する基準について、基準省令を標準とし、又は参酌して条例で定めることとされたため、当該基準を定める条例を制定するものです。

1 条例で定める内容

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準

(1) 本市独自の基準

ア 居室の床面積の基準

無料低額宿泊所に設けなければならない居室の床面積(収納設備を除く。)について、基準省令においては、原則7.43平方メートル以上とし、地域の事情によりこれにより難しい場合にあつては、例外として、4.95平方メートル以上とされているところ、この例外を認めないこととするもの

イ 暴力団排除

(ア) 無料低額宿泊所の職員(施設長を含む。)その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員等(相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)と密接な関係を有すると認められる者であつてはならないこととするもの

(イ) 無料低額宿泊所は、その運営について、次に掲げるものから支配的な影響を受けてはならないこととするもの

a 暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団

b 暴力団員等

c 暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等

d 暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの

(2)(1)以外の基準

基準省令の例によることとするもの

2 今後のスケジュール

令和元年	9月17日から	パブリックコメント(意見募集)等の実施
	10月16日まで	
	11月	市議会12月定例会議に条例議案を提案
令和2年	4月	条例の施行